

保険年金

国民健康保険税額が 決定しました

平成22年度国民健康保険税額の決定通知書を7月中旬に送付します。

国民健康保険に加入している人で、平成21年中の所得を申告していない人については、適正な賦課決定の観点から申告をしていただく必要があります。

なお、申告がない場合、所得が一定基準より少ない人についても軽減措置が受けられないことになり、高額療養費の自己負担限度額においても、上位所得者とみなされることとなりますので注意してください。

▽非自発的失業者の国保税の軽減等の相談：非自発的失業者（雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者）の国保税負担の軽減

や減免などについては、税務課までご相談ください。

☎ 国税務課 820・5603

国民健康保険

高齢受給者証の更新について

現在、70歳から74歳の国民健康保険加入者にご利用いただいている「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限が7月31日(土)までとなっています。

新しい受給者証（桃色）は、平成21年中の収入などをもとに一部負担金の割合を再判定し、7月末までに送付します。

☎ 住民課 820・5604

後期高齢者医療保険料が 改正されました

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料の見直しが行われます。このたび、

平成22年度および平成23年度の保険料率が次のように改正されました。

	改正前	改正後
所得割額	7.14%	7.53%
均等割額	40,467円	41,791円

保険料が増加する要因は、一人当たりの医療費の増加などによるものです。そのため、保険料上昇の抑制策として、広域連合の余剰金などを活用して保険料率が算定されましたが、やむを得ず上昇せざるを得ない結果となりました。今後とも皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、平成22年度の後期高齢者医療保険料決定通知書は7月中旬に送付します。

☎ 住民課 820・5604

- ② 印鑑
- ③ 国保高齢受給者証（該当者のみ）
- ☎ 住民課 820・5604

「ねんきん定期便」について

平成21年度に引き続き、平成22年度にも、国民年金および厚生年金に加入している人に、「ねんきん定期便」が日本年金機構から誕生日に送付されます。

これは、毎年度、加入者の一人ひとりに対し、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報を知りやすくお知らせし、現役世代、特に若い世代の人に保険料負担と年金給付の関係を実感してもらうことを目的とするものです。

- 定期便の通知内容
- ① 年金加入期間（加入月数、納付済月数など）

- ② 50歳未満の人には加入実績に応じた年金見込額、50歳以上の人には「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額（年金受給中の人には年金見込額は通知されません）
- ③ 保険料の納付額（加入者負担分累計）
- ④ 年金加入履歴（加入制度、事業所名、加入者資格取得・喪失年月日など）
- ⑤ 厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額、賞与額、保険料納付額
- ⑥ 国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況（納付、未納、免除などの別）

ただし、①から⑥の内容の定期便が送付される人は、平成22年度にはじめて定期便が送付される人と、節目年齢（35、45、58歳）になる人に限られています。それ以外の人の場合、右の①④については前年度のもの

- ① 更新して通知され、⑤、⑥については直近一年分が通知されます。
- 分からないことや疑問点がある場合
- 「ねんきん定期便」について、分からないことや疑問点がある場合は、ねんきん定期便専用ダイヤル「0570・058・555」に電話で相談することができます。
- ▽受付時間：月～金曜日午前9時～午後8時、第2土曜日午前9時～午後5時（祝日および12月29日～1月3日は除く）
- ※IP電話またはPHSからのダイヤル先は「03・6700・1144」

また、お近くの年金事務所（旧社会保険事務所）または年金相談センターでも相談できます。

☎ 広島南年金事務所 253・7710、住民課 820・5604

後期高齢者医療制度 保険証（被保険者証）の更新について

後期高齢者医療制度の被保険者に新しい保険証（橙色）を交付しますので、8月1日(日)以降に病院に行くときには、必ず新しい保険証をご提示ください。

なお、保険証は7月23日(金)以降、広島県後期高齢者医療広域連合が普通郵便で送付します。

☎ 住民課 820・5604

入院時の医療費と「限度額適用認定証」などについて

入院したときの医療機関窓口での支払いは、「限度額適用認定証」を提示することにより、自己負担限度額までとなります。（ただし、入院時の食事代や保険適用外の差額ベッド料などは、別途負担となります）

また、住民税非課税世帯に該当する人は、「標準負担額減額認定証」を提示することにより、入院時食事代が減額されます。

国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者で、認定証の交付を希望する人は、申請の手続きにお越しくください。

ただし、後期高齢者医療制度に加入しており、これまでに、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をし、平成22年度も引き続き、住民税非課税世帯に属する人は、広島県後期高齢者医療広域連合から「限度額適用・標準負担額減額認定証」が送付されますので、申請の必要はありません。

なお、自己負担限度額などについては、年齢や所得などにより異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

- ▽持参物：
 - ① 国民健康保険証または後

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

- 午後はオープンスペース「ほっとるーむ」（月～金曜日13：00～15：30）
- 「うたとおはなしの広場」（毎月第1・3金曜日14:30～15:00）親子で心和むひとときを楽しんでください。
- 水遊びをしよう！
☎ 8月2日(月)、3日(火)、4日(水)、5日(木)10：00～11：00（雨天、曇りの場合は中止）
▽持参物：洗ってあるパンツまたは水着、ハンドタオル・バスタオル各1枚
※おむつのはずれてない子どもは、プール周りでの水遊びのみとなります。

※月～金曜日の13：00～17：00は電話相談、個別相談（要予約）、訪問相談（要予約）をお受けします。
※いずれの事業も変更する場合があります。子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター（西部地域健康センター内） ☎ 820-5502 ☎ 820-5503
開設日時（※年末年始、祝日除）：月～金曜日 9：30～17：00
〈子育て相談（要予約）月～金曜日 13：00～17：00〉

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
12日(月)	9：30	わくわくキッズ（2歳6ヵ月以上）リトミック
16日(金)	9：30	とことこエンゼル（1歳6ヵ月～2歳5ヵ月）
20日(火)	10：30	子育て懇談会（金澤綾子）
27日(火)	10：30	子育てなるほど講座（テーマ：泣き）
8月6日(金)	9：30	ふわふわベビー（11ヵ月までの乳児、妊婦）

※毎月の予定表は、子育て支援センター、各公民館、図書館などに置いています。お気軽にお問い合わせください。

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場 所
15日(木)	9：30	中央ふれあい館
28日(水)		東部地域健康センター

●おひさまルーム（上記以外の日程の9：30～11：30）

●「子育てなるほど講座」（毎月第4火曜日10：30～11：30）子育て仲間と集い、出会い、語り、学び合いましょう。

※午前の行事はいずれも11：30に終了します。